

## 熊本県健康相談事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、水俣病が発生した地域に居住している者について、水俣病に関連した健康上の不安の軽減及び解消を図ることを目的に、熊本県（以下「甲」という。）が国保水俣市立総合医療センター（以下「乙」という。）に委託して実施する熊本県健康相談事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (業務内容)

第2条 乙は、甲の委託を受け、センター内に設置した健康相談コーナーにおいて、水俣病に関連した健康上の不安の軽減、解消を図るために、メディカルソーシャルワーカーによる日常生活相談を行う。

### (対象者)

第3条 水俣市、芦北町、津奈木町、天草市御所浦町、鹿児島県出水市（旧出水郡野田町及び高尾野町を除く）又は同県出水郡旧東町に昭和43年12月31日以前に居住し、かつ、現在も水俣市、芦北町、津奈木町又は天草市御所浦町に居住している者。

### (対象経費の計算方法)

第4条 対象経費の算定方法は、次のとおりとする。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律その他の法律により国庫負担又は補助の対象となっている経費については、委託料の対象経費には含まない。

対象経費	算定方法
日常生活相談に必要な費用	相談1件あたりの単価を算出し、相談件数を乗じた額。但し、相談1件あたりに要する時間は30分として計算する。

### (委託料の請求方法)

第5条 乙は、委託業務を完了したときは、3月31日までに、別記様式1の業務完了報告書に、別紙様式2の委託業務実施状況及び別記様式3の相談記録概要書を添えて甲に提出するものとする。

### (委託料の支払い)

第6条 甲が委託業務の履行を確認した後、乙は別記様式4の委託料交付請求

書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による委託料交付請求書の提出があったときは、当該請求書を受領した日から30日以内に、乙に委託料を支払うものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式 1

第 号  
平成 年 月 日

熊本県知事

様

受託者 住 所  
氏 名

業 務 完 了 報 告 書

平成 年 月 日付けで契約を締結した平成 年度熊本県健康相談事業  
業務委託については、別紙のとおり完了いたしましたので、関係書類を添えて提出し  
ます。

(添付書類)

- 1 委託業務実施状況（別記様式 2）
- 2 相談記録概要書（別記様式 3）





別記様式 4

請 求 書

平成 年 月 日付けで契約締結した平成 年度熊本県健康相談事業業務委託に係る委託料として、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

請求明細内訳書は別紙のとおり

平成 年 月 日

受託者 住所

氏名

印

熊本県知事 様

振 込 先	金融機関名	銀行
	本店・支店名	本店・支店
	種 別	普 通 ・ 当 座
	口座番号	
	口座名義	フリガナ

(別紙)

請 求 明 細 内 訳 書

(単位：円)

	単 価	相談件数	金 額	備 考
日常生活相談				
合 計				

【単価積算根拠】

相談1件当たりの費用 \_\_\_\_\_ 円

注) 円未満は切り捨てること。